

○新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領

平成28年2月22日

訓令第3号

改正 令和2年3月31日訓令第9号

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めがあるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、法第6条第1項に規定する基本方針に即して、法第7条に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な要領を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 新宿区職員服務規程(昭和50年新宿区訓令甲第27号)第1条に規定する職員をいう。
- (2) 不当な差別的取扱い 法第7条第1項の不当な差別的取扱いをいう。
- (3) 合理的配慮 法第7条第2項の必要かつ合理的な配慮をいう。

(令2訓令9・一部改正)

(障害を理由とする差別の禁止に関する基本的事項)

第3条 区長は、法第7条に規定する事項に関し、職員が適切に対応するため、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 不当な差別的取扱いに関する基本的な考え方及びその具体例
- (2) 合理的配慮に関する基本的な考え方及びその具体例
- (3) その他区長が必要と認める事項

(職員の責務)

第4条 職員は、その職務を遂行するに当たっては、前条の規定により定められた事項に留意し、法第7条に規定する事項を遵守するものとする。

(管理監督者の責務)

第5条 職員を管理し、又は監督する地位にある者(以下「管理監督者」という。)は、前条に規定する事項に関し、障害(法第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。)を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、そ

の管理し、又は監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者(法第2条第1号に規定する障害者をいう。)及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)から、不当な差別的取扱いがなされていること又は合理的配慮がなされていないことに対する相談、苦情の申出等があったときは、迅速にその状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認されたときは、その管理し、又は監督する職員に対して、合理的配慮を適切に行うよう指導すること。

2 管理監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じたときは、迅速かつ適切に対処するものとする。

(相談体制の整備)

第6条 区長は、職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談に的確に対応するため、その相談体制を整備する。

(研修及び啓発)

第7条 区長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第9号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。